

令和8年6月2日

保護者の皆様

豊田市立青木小学校
校長 小山幾子

令和8年度 地震・風水害等における児童の登下校について（一部追記）

地震や風水害等における児童の登下校について、豊田市学校防災計画を受けて、以下のように対応をします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

大規模地震

1 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

(1) 児童が自宅に居た場合

- ・学校から連絡があるまで自宅待機とします。

(2) 児童が学校に居た場合

- ・保護者の迎えがあるまで学校に待機させます。迎えによる下校とします。
※状況によっては、学校から保護者へ連絡ができないことも考えられます。学校からの連絡がなくても、お迎えをお願いします。

2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

(1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

- ・通常どおりの教育活動を継続します。
- ・校外での活動については、出発前であれば中止（延期）します。出発後であればただちに帰校します。

上記は原則であり、状況によっては、臨時休業などの措置や下校せずに学校待機の措置をとる場合があります。また、市教育委員会が対策を講じた場合、その指示に従います。

3 その他

- ・児童のお迎え時には、直接**徒歩**でご来校ください。情報収集や安全確認を優先するために、学校への電話連絡はお控えいただくようお願いします。

風水害

1 「県全域」「西三河北西部」「豊田市」「豊田市西部」に暴風警報が発令された場合

(1) 午前6時まで解除された場合

→ 平常授業を実施します。

※ただし、道路状況や強風等により登校が危険な場合は、保護者の判断で自宅待機も可とします。

(2) 午前6時を過ぎて解除されない場合

→ 休校とします。

(3) 児童登校後に発表された場合

→ 授業を中止します。通学路の安全を確認し、教師が引率して下校します。

2 避難情報：警戒レベル3以上が発令された場合

- (1) 土砂災害に関する気象情報が、猿投台中学校区に発令された場合
- (2) 河川の氾濫に関する気象情報が、下記の対象区域のいずれかに発令された場合

・平戸橋町 ・越戸町 ・荒井町 ・花本町

避難情報が発令された場合は、「1 暴風警報発令時」と同様の対応をします。

<追記（豊田市 HP より）>

※気象庁が発表する防災気象情報（注意報や警報等）が5月29日から変わりました。

（以下参照）避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難行動の目安が明確になります。例：(旧)「大雨警報」→（新）「レベル3大雨警報」

従来の「洪水警報」「洪水注意報」は廃止され、今後は河川の区分に応じて伝え方が変わります。（豊田市における洪水予報の対象河川…矢作川）

例：(旧)「洪水警報」→（新）「レベル3氾濫警報」（備考）洪水予報河川のみ

対象	指定河川(矢作川)	豊田市東部/豊田市西部	豊田市東部/豊田市西部
	河川氾濫	大雨	土砂災害
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報
警戒レベル 1	早期注意情報		

3 その他

- 風水害等の影響により通学路が通行不能、また、危険な状況であると判断された場合は、児童の登校を見合わせ、家庭で待機させ、学校へご連絡ください。その場合、欠席や遅刻にはなりません。
- 天候の急変が予想されるような緊急の場合、暴風警報等が発令されていなくても、必要に応じて集団下校や学校への待機等の対応を行います。

【給食の中止について】

暴風警報等が予想される場合、前日までに給食の中止が決定されることがあります。その際は、きずなネットや学校ホームページ等でお知らせします。

<問い合わせ>

担当 教頭 穴戸 洋哉

電話 (0565) 45-0025